

遡及指定の可否の判断基準

項目	具体的な判断基準
【過去に診療・調剤した患者の引継ぎ】	◎ <u>以下のいずれも満たすこと。</u> ☐ 診療録・調剤録等の引継ぎが行われること ☐ 新医療機関等において、旧医療機関等を受診した患者の診療・調剤に係る問い合わせへの対応を行うこと
【現に診療中の患者の引継ぎ】	◎ <u>以下に該当すること。</u> ☐ (病院・有床診療所の場合) 旧医療機関の入院患者及び外来・在宅患者への診療が、新医療機関において引き続き行われること ☐ (無床診療所の場合) 旧医療機関の外来・在宅患者への診療が、新医療機関において引き続き行われること ☐ (薬局の場合) 旧薬局の患者の調剤が、新薬局において引き続き行われること。
【標榜診療科】	◎ <u>以下に該当すること。</u> ☐ (病院・診療所の場合) 旧医療機関における主な標榜診療科が、全て新医療機関において引き続き標榜されること ◎ なお、標榜診療科の一部を縮小する場合にあっては、他の医療機関への適切な紹介が行われているか等の観点から、特に慎重な判断を要すること。
【職員の引継ぎ】	◎ <u>以下に該当すること。</u> ☐ (病院・診療所の場合) 旧医療機関で診療にあたった常勤医師のうち、概ね5割以上(小数点以下切り捨て)、又は常勤・非常勤医師のうち「常勤医師数」と「非常勤医師の常勤換算医師数」の和の概ね5割以上に相当する医師が、新医療機関において引き続き雇用され診療にあたること ☐ (薬局の場合) 旧薬局で調剤にあたった薬剤師(常勤及び非常勤)のうち、概ね5割以上(小数点以下切り捨て)の薬剤師が、新薬局において引き続き雇用されること ◎ なお、管理者(管理薬剤師)が変更となる場合にあっては、管理者(管理薬剤師)以外の医師・薬剤師やその他の職員の引継ぎ状況等を踏まえ、診療・調剤の実態に変更がないか等の観点から、特に慎重な判断を要すること。
【移転する距離が近いこと】(所在地を移転する場合)	◎ <u>以下に該当すること。</u> ☐ (病院・有床診療所の場合) 「同一二次医療圏内」又は「同一都道府県内の直線距離で12km以内」のいずれかであること ☐ (無床診療所の場合) 「同一市区町村内」又は「同一都道府県内の直線距離で6km以内」のいずれかであること ☐ (薬局の場合) 「同一市区町村内」又は「同一都道府県内の直線距離で6km以内」であること
【地域医療構想調整会議等における議論】	◎ <u>以下に該当すること。</u> ☐ (病院・有床診療所の場合) 必要に応じて、地域医療構想調整会議等における当該事例に係る議論を経て、医療法上の変更が行われていること